

# 政務活動費連絡会報告書 (案)

令和 年 月 日

神奈川県議会 政務活動費連絡会

## はじめに

神奈川県議会では、令和元年6月に「政務活動費連絡会」を設置し、政務活動費に係る更なる透明性の向上のため、収支報告書並びに会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写し（以下「議長提出書類」という。）の神奈川県議会ホームページ上での公開について、令和6年度（令和5年度交付分）までには実施するという方向性を示したところである。

今年度においては、先に、政務活動費に係る県公報による公示方法の見直しについて検討し、その結果を団長会に報告した。

そして今般、政務活動費の議長提出書類のホームページ上での公開の実施に向けた対応についての方向性を取りまとめたので、ここに報告する。

令和 年 月 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

政務活動費連絡会 座長 田中 徳一郎

# I 収支報告書並びに会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開に向けた対応

## 1 領収書その他の証拠書類の事前確認

### (1) 証拠書類等の提示時期及び事前確認の主な内容

#### ア 現状

令和3年度から令和4年度にかけて、新たな仕組みによる事前確認を次のとおり試行している。

#### (事前確認の実施方法)

##### (ア) 証拠書類等の提示時期

会派及び議員は、領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類等」という。）について、原則として、次のとおり議長へ提示するものとする。

なお、これは、政務活動費の支出内容を確定させるものではない。

4月～6月支出分 → 7月末日まで

7月～9月支出分 → 10月末日まで

10月～12月支出分 → 1月末日まで

1月～2月支出分 → 3月15日まで

3月支出分 → 4月10日まで

##### (イ) 事前確認の主な内容

議長は、主として「使途が政務活動費に充てることのできる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」等について確認することとする。

事前確認の結果、議長が修正、添付書類の追加が必要であると認めた場合は、会派及び議員は、修正等を行い、再提示する。

事前確認後、証拠書類等には、確認済みの表示を行う。

## イ 検討の視点

証拠書類等の提示時期及び事前確認の主な内容について、会派及び議員又は議会局において支障はないか。

## ウ 方向性

事前確認の正式実施にあたっては、試行のとおりとする。

## (2) 実施の根拠

### ア 現状

令和2年12月7日の団長会決定に基づき、令和3年度から新たな仕組みにより試行している。

## イ 検討の視点

令和3年度から令和4年度に検証を行い、令和5年度から政務活動費の指針（以下「指針」という。）等に位置付けて正式実施するとしているが、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程（以下「条例施行規程」という。）及び指針のうち、何に位置付けて実施するか。

## ウ 方向性

指針に位置付けて正式実施する。

## 2 公開する議長提出書類のPDF化の手法等

### (1) 現状

本県議会において、議長提出書類（収支報告書並びに会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写し）の枚数は令和3年度交付分の実績が約44,000枚であり、ホームページ公開を実施している都府県議会の中で突出して多い状況にある。

そうした中で、議長提出書類の確認や非公開情報のマスキング作業を常勤職員3名、非常勤職員2名の体制で実施して

いるが、今後、公開する議長提出書類のPDF化等の新たな作業が発生する。

## (2) 検討の視点

議会局の準備状況及び体制等について、ホームページ公開に支障がないか確認する。

## (3) 方向性

非公開情報の漏洩などが起こらないよう、また、議会局職員に過度の負担がかからないよう、必要な職員数を配置すべきである。

併せて、必要な予算についても確保すべきである。

## 3 ホームページ公開の実施時期等

### (1) 実施時期

#### ア 現状

議長提出書類のホームページ上での公開を令和6年度（令和5年度交付分）までには実施することとしている。

#### イ 検討の視点

ホームページ公開の実施時期を正式に決定する。

#### ウ 方向性

改選後の令和5年5月交付分以降について、令和6年度にホームページ上での公開を実施する。

また、本県議会は議長提出書類の枚数が多く、PDF化の作業に時間を要するため、書面による閲覧開始日の翌日から起算して2月以内にホームページに掲載する。

### (2) 実施の根拠

#### ア 現状

条例施行規程第8条では、「議長は、政務活動費の指針、

会派及び議員に係る政務活動費の収入及び支出その他政務活動費に関する情報について、インターネットの利用その他の議長が適当と認める方法により提供するものとする。」と規定されている。

当該条項に基づき、収支報告書の内容を一表にまとめた政務活動費収支報告書一覧表及び指針をホームページに掲載し公開している。

## イ 検討の視点

ホームページ公開の実施の根拠として、条例、条例施行規程及び指針のいずれかに位置付けるか。

条例施行規程の場合、現行の第8条を根拠にホームページ公開を実施することもできるが、別に議長提出書類のホームページ公開を実施する旨を特出しして規定するか。

## ウ 方向性

現行の条例施行規程第8条をホームページ上での公開の根拠とする。

また、ホームページ上での掲載時期などの運用については、指針に記載する。

## II まとめ

政務活動費の議長提出書類のホームページ公開に向けては、支出伝票等の様式変更や新たな仕組みによる証拠書類等の事前確認の試行をはじめ、議会として様々な取組を行ってきた。

そして本連絡会として、改選後の令和5年5月交付分以降について、令和6年度にホームページ上での公開を実施するとの方向性を決定したところである。

今後は、ホームページ公開が遺漏なく実施できるよう、確実に取組を進めていく必要がある。

また、今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていくべきである。

政務活動費連絡会委員名簿

(令和4年11月25日現在)

会 派 名	委 員 名
自 民 党	田 中 徳一郎 (座長) 藤 代 ゆうや 新 堀 史 明 田 中 信 次
立憲民主党・民権クラブ	栄 居 学 脇 礼 子 菅 原 あきひと
公 明 党	谷 口 かずふみ
共 産 党	君 嶋 ちか子
かながわ県民・民主フォーラム	京 島 けいこ